

昭和32年8月12日第三種郵便物認可  
毎月1回1日発行 平成23年6月1日 No. 717

労働基準情報

# 岩手

Jun

6

2011



『霧の朝（安比高原）』 写真：眞館弘治

心ひとつに  
がんばろう！ 岩手

〔目次〕

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 第84回全国安全週間 .....       | 2     |
| 東日本大震災関連情報 .....       | 4     |
| がれきの処理における留意事項 .....   | 5     |
| 働く人の心の健康 vol.2 .....   | 6     |
| 中小企業子育て支援助成金のご案内 ..... | 7     |
| クwestション .....         | 8     |
| インフォメーション .....        | 9     |
| 講習会のお知らせ .....         | 10～11 |

第84回

# 全国安全週間

「安全は 家族の願い 企業の礎 創ろう元気な日本！」

1 趣旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年で84回目を迎えます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、多くの人命が失われ、東北地方を中心に未曾有の甚大な被害となった。未だ多くの方が避難生活をされているところであり、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

被災地が一日も早く安全に復興するとともに、働く人が仕事に働きがいを感じ、そのご家族が安心して暮らせる元気な日本を創る必要があります。

そのためには、産業界においては、企業を支えるのはそこで働く人であること、安全に働くことは企業の力の源泉であり家族が安心して暮らせる大前提であることを再認識し、労使が一体となって、家庭や社会と対話をしながら安全活動を展開していく必要があります。

このような観点から、平成23年度の全国安全週間は、

「安全は 家族の願い 企業の礎 創ろう元気な日本！」

をスローガンとして展開することとします。

労働災害の発生状況をみると、今なお、1,100人を超える尊い命が働く場で失われているとともに、労災保険新規受給者数は年間約48万人にも上っている。また、平成22年については、貨物トラックの交通事故、建設工事における墜落・転落、記録的な猛暑による熱中症などにより、前年に比べて死亡災害が大幅に増加している状況である。さらに、爆発災害やクレーンの転倒災害など一度に多くの働く人が被災する重大災害も増加している。このような背景には、企業における安全への取組が停滞していることも懸念されます。

平成23年度の全国安全週間では、被災地で作業に従事される方の安全確保に取り組むとともに、日本のそれぞれの職場において、トップから第一線の現場に至るまで全員で日頃の安全活動を点検し、その取組をさらに前進させることといたします。

2 期間

平成23年7月1日から7月7日までとします。

なお、本週間の実効を上げるため、平成23年6月1日から6月30日までを準備期間とします。



2011 予防キャンペーン  
中災防岩手県支部

## 熱中症

気温・湿度が高くなるこれからの時期は、毎年熱中症による災害が多発し、死亡災害も発生しています。この恐ろしい熱中症を防ぐために中災防では「熱中症予防キャンペーン」を展開しています。特に平成22年は猛暑で、熱中症など「高温・低温物との接触」による死者が51名（H23.3現在速報値）にのぼりました。

熱中症による災害は初夏から発生し、例年6月には死亡災害の発生が見られますので、早い時期からの対策が必要です。熱中症予防に、中災防の図書・用品をご活用ください。

### ③ 実施者の実施事項

#### (1) 本週間に実施する事項

- 1 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- 2 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- 3 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の募集及び発表を行う。
- 4 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- 5 安全表彰を行う。
- 6 安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
- 7 安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
- 8 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- 9 ホームページ等を活用し、自社の安全活動等について社会に発信する。
- 10 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- 11 その他本週間にふさわしい行事を行う。

#### (2) 準備期間中に実施する事項

- 1 安全衛生管理体制の確立と自主的な安全衛生活動の促進
- 2 リスクアセスメント等の実施
- 3 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労使による自主的な安全管理活動の推進
- 4 職場巡視、危険予知、「見える化」等の安全活動の提案、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動



#### の充実・活性化

- 5 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- 6 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施
- 7 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
- 8 事業場における労働災害の記録、分析及び再発防止対策の徹底
- 9 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の徹底
- 10 作業者の安全意識の高揚
- 11 緊急時における労働者の安全確保マニュアルの整備
- 12 快適な職場環境の形成の推進
- 13 業種の特性に対応した対策及び特定の災害に対する対策の推進
- 14 交通労働災害防止活動の推進
- 15 労働時間等労働条件の適正化の推進



緑十字ポスター  
防ごう・熱中症  
189円/A2判



安全衛生ポスター  
報告・熱中症  
210円/B2判



安全衛生ポスター  
熱中症・蒸し暑い日  
210円/B2判

### 書籍

- 熱中症を防ごう  
— 熱中症予防対策の基本 —  
1,260円
- 働く人の熱中症予防  
～熱さから身を守ろう～  
105円
- 健康な生活で熱中症を防ごう  
105円

お問い合わせ、ご注文は各支部までお願いします。

## 東日本大震災関連情報 厚生労働省ホームページから

# 震災に伴う解雇について

厚生労働省HP「東日本大震災関連情報」→「厚生労働省からのお知らせ」に関連情報がupされています。

**Q-1** 今回の震災を理由に雇用する労働者を解雇・雇止めすることはやむを得ない対応として認められるのでしょうか。

**A-1** 震災を理由とすれば無条件に解雇や雇止めが認められるものではなく、ありません。また、今回の震災の影響により、厳しい経営環境に置かれている状況下においても、出来る限り雇用の安定に配慮していただくことが望まれます。

解雇については、法律で個別に解雇が禁止されている事由（例：業務上の傷病による休業期間及びその後30日間の解雇（労働基準法第19条）等）以外の場合、労働契約法の規定や裁判例における以下のようなルールに沿って適切に対応する必要があります。

### 期間の定めのない労働契約の場合

労働契約法第16条では、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と規定されています。

また、整理解雇（経営上の理由から余剰人員削減のためになされる解雇）については、裁判例において、解雇の有効性の判断に当たり、(1) 人員整理の必要性、(2) 解雇回避努力義務の履践、(3) 被解雇者選定基準の合理性、(4) 解雇手続の妥当性、という4つの事項が考慮されており、留意が必要です。

なお、個別の事案につきましては、各都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナーにおいて、民事上の労働問題に関する相談・情報提供等を行っておりますので、必要に応じてご利用ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html>)

また、今回の震災に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合に、解雇をせずに、従業員の雇用を維持するために休業等で対応される場合には、休業についての手当等が支払われ、雇用保険の適用事業所であるなど他の要件を満たせば、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金が利用できます。

**Q-2** 今回の震災で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受けたために、事業の全部又は大部分の継続が困難になったことにより労働者を解雇しようとする場合、労働基準法第19条及び第20条に規定する「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」による解雇といえるでしょうか。

**A-2** 解雇の有効性などに関する労働契約法のルール等（整理解雇や雇止めに関する裁判例の考え方を含む）については、Q1・A1をご覧ください。

労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、解雇を行う場合の手当等の支払を定めているときは、労働契約等に基づき当該手当の支払等を行う必要があります。

最低労働基準を定める労働基準法との関係では、同法第19条は、使用者は、労働者が業務上の負傷又は疾病のため休業する期間及びその後30日間、産前産後の女性が労働基

準法第65条に基づいて産前産後の休業をする期間及びその後30日間は、労働者を解雇してはならないと定めています。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合に労働基準監督署長の認定を受けたとき等はその限りではないとされています。

また、労働基準法第20条では、使用者は労働者を解雇する場合には、30日前に予告するか30日分の平均賃金（解雇予告手当）を支払わなければならないとされています。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合等で労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告や解雇予告手当の支払は不要とされています。

労働基準法第19条と第20条の「天災事変その他やむを得ない事由」とは、天災事変のほか、天災事変に準ずる程度の不可抗力によるもので、かつ、突発的な事由を意味し、経営者として必要な措置をとっても通常いかにともし難いような状況にある場合を意味すると解されています。また、「事業の継続が不可能になる」とは、事業の全部又は大部分の継続が不可能になった場合を意味すると解されています。

今回の震災で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受けたために事業の全部又は大部分の継続が不可能となった場合は、原則として、「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」に当たるものと考えられます。

なお、今回の震災で、事業場の施設や設備は直接的な被害を受けていない場合で、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能になったときの扱いについては、Q3・A3をご覧ください。

**Q-3** 今回の震災で、事業場の施設や設備は直接的な被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能になったために、事業の全部又は大部分の継続が困難になったことにより労働者を解雇しようとする場合、労働基準法第19条及び第20条の「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」による解雇といえるでしょうか。

**A-3** 解雇の有効性などに関する労働契約法のルール等（整理解雇や雇止めに関する裁判例の考え方を含む）については、Q1・A1をご覧ください。

最低労働基準を定める労働基準法との関係では、事業場の施設や設備が直接的な被害を受けていない場合には、事業の全部又は大部分の継続が不可能となったときであっても、原則として「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」による解雇に当たりません。ただし、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間等を総合的に勘案し、事業の継続が不可能としたとする事由が真にやむを得ないものであると判断される場合には、例外的に「天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合」に該当すると考えられます。

# がれきの 処理における 留意事項

～がれき処理作業を行う皆様へ～

地震・津波により倒壊した建物などのがれきの処理は、釘等を踏み抜いたり、倒れてきたり落下してきた物に当たるなど、多くの危険を伴います。

作業の実施にあたっては作業責任者の指示によく従って行動するとともに、安全に十分注意して作業を行ってください。

## 1 災害に遭わないための服装

- 長袖の作業着など肌が見えない服装で作業しましょう
- ヘルメットや安全靴など底の厚い靴、丈夫な手袋を着用しましょう。
- 防じんマスクやゴーグルを着用しましょう。
- 防じんマスクの使用にあたっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックを必ず行いましょう。



ヘルメット



底の厚い靴



踏み抜き防止中敷き



丈夫な手袋

## 2 安全な作業のための準備

- 作業を開始する前に、作業責任者が誰か確認し、その方の指示を受けて作業を行いましょう。
- 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、連絡を取り合い、十分注意して作業を実施しましょう。
- がれきを運搬するための経路を確保しましょう。

## 3 作業中に注意すべき事項

### がれきの処理の際

- 安定の悪いがれきの上など高い所で作業しないよ

うにしましょう。

- 倒れそうな建物には近づかないようにしましょう。  
※地震に被災した建物は、丈夫そうに見えてもダメージを受けています。
- 重いものを無理に一人で運ぶのはやめましょう。
- 倒れた柱などの長尺のがれきを運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
- 薬品（液体）の容器や、液漏れした機械を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
- 古いトランス、コンデンサー等でPCBが含まれているものが工場に保管されていることがあります。特別な管理が必要なものですので不用意に触らないようにしましょう。
- 石綿が含まれているおそれのある建材については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、割らずに片付けましょう。
- 作業中の重機（ブルドーザー、パワーショベル等）に近づかないようにしましょう。

### 荷積みの際

- トラックなどへがれきを積み際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
- トラックの荷台の上のがれきには乗らないようにしましょう。

### その他の留意事項

- 緊急地震速報が出た際には作業を中止して安全な場所に避難しましょう。
- 夏場など暑い時は、水分、塩分、休憩をこまめにとりましょう。  
※体調が悪くなった場合は、作業を直ちに中止し、すぐに作業責任者にその旨を伝えましょう。
- 粉じんが舞うような場所で飲食や喫煙をしないようにしましょう。
- 汚水、雨水、海水、河川の流水、腐敗しやすい物が溜まっている箇所などは酸素濃度が低かったり、硫化水素濃度が高い可能性があります。立ち入らないようにしましょう。
- 破傷風の危険があるので、傷を負った場合は、すぐに消毒・治療をしましょう。

働く人の  
心の健康

Vol.2

今松メンタルヘルスケア事務所

今松 明子

前回に引き続き、災害時の心の健康について考えていきたいと思います。

災害時の心の推移

被災された方々の心の支援のためにも、周りの人たちが知っておくべき災害時の心の推移と、今後サポートしていくべきメンタルケアについてお伝えします。

災害時の心理状況ですが、災害直後は茫然自失期といって、被災によるショックや恐怖、家族の安否への不安によって極度の緊張が続き、睡眠もままならずに興奮した状態が続いていたり、恐怖体験のため無感覚、感情の欠如、茫然自失の状態となります。

そういう時期を経て、そのあとに来るのがハネムーン期です。同じ体験をした被災者同士が強い連帯感で結ばれます。(大災害の体験を共有し、くぐり抜けてきたことで)被災地全体が暖かいムードに包まれます。

その次が幻滅期といって災害直後の混乱がおさまり始め、復旧に入る時期をいいます。

非常事態で興奮し、抑えられていた感情がわき出てきたり、つらい出来事がよみがえってきたり、悪夢をみたり、緊張が高まり、イライラや孤立感が増し、しばしば抑うつ的になったりします。特に、家族を失った方は生き残った事で救われた気持ちと同時に、自分だけがという罪業感(サバイバーズ・ギルト)を強く持つ場合があります。

また、被災者の忍耐が限界に達し、援助の遅れ、あるいは行政に対しての不満が噴出したり、やり場のない怒りにかられ、トラブルも起こりやすくなります。飲酒問題も出現します。

そして再建期、復旧が進み、生活のめどがたち始める頃です。つらい出来事が思い出されると苦しくなるが、少しずつ気持ちが収まり、日常への関心や将来への見通しに目を向けていけるようになっていきます。

地域づくりに積極的に参加することで、生活の再建への自信が向上します。フラッシュバック(強いトラウマ体験:心的外傷を受けた場合に、後になっ

てその記憶が、突然、非常に鮮明に思い出されたり、同様に夢に見たりする現象)は起こるかもしれませんが、徐々に回復していきます。

被災者の心情は複雑に変化していきますし、現在はもうすでに生活再建へ向けて、活動している人たちもいれば、まだまだ動き出せない人もいるように被災者間で大きな差が出てきていると思われます。

職場において

労働者が最も不安に感じるのは、職場がどうなるか、自分がどうなるかです。そこで、職場・本人のキャリアの保証に関して言質を与えることが大切です。

そして対象者のニーズの把握が必要です。当然ながらリスクが高いほど、心のケアが必要です。亡くなった被災者のいた職場では、非常に大きなショックを受けているでしょう。災害の影響をあまり受けなかった一般の労働者でも、繰り返しながされたテレビ等の映像がストレスになるということがあります。管理監督者を通しての相談だけでなく、直接相談できるような窓口は有用です。惨事後の心理的影響などを説明したパンフレットを作成して労働者に配布するのもいいでしょう。

災害等により亡くなった被災者を直接確認した同僚は高リスクといえます。このような方には災害等の救援活動が一段落し、普段のモードに戻るための援助が必要です。そういう人を集め、お互いの「気持ちの共有」をすることが効果的です。

また、幾分時間が経過した後、ショックや悲しみがぶり返えすこともあります。そんなときは専門家につないでいただきたいと思います。これも人事労務担当者の役割だと思います。

管理監督者が部下のショックを理解している態度や言葉は部下のショックや不安を和らげる効果があります。組織として、心のショックを一緒に癒すことの大切さを明確に打ち出し、対応していただきたいと思います。

時間の経過とともに以前の状態に戻っていく方が大半だと思いますが、どうしても恐怖心がとれない場合は、精神科医・心療内科医への相談を勧めてください。

必要に応じてケアを行っていただきたいと思います。押し付けにならないように、慎重に計画的に行うことも重要です。



## 平成23年度 中小企業子育て支援助成金のご案内

～平成23年4月より一部変更～

中小企業における育児休業の取得促進を図るため、中小企業事業主（従業員数100人以下の企業）に対して、初めて育児休業取得者が出た場合に助成金を支給します。（下線部分が平成23年4月の改正点）

### 【受給できる事業主】

- 次の全てにあてはまる雇用保険の適用事業主（従業員数100人以下）に支給します。
- 1 支給申請前に、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出し、行動計画を公表・周知していること。
- 2 支給申請前に、改正育児・介護休業法に基づいた育児休業制度・育児短時間勤務制度及び労使協定により対象者を除外する場合の代替措置を就業規則に規定していること。
- 3 対象従業員に対し、育児休業の申出を受けた旨や育児休業の期間等について書面により通知していること。
- 4 平成18年4月1日以後に、企業として初めて育児休業を取得した者が出たこと。

### 【対象となる育児休業取得者・支給額】

- 次の全て満たした育児休業取得者が出た場合、1人目から5人目まで、下表の額を支給します。
- 1 雇用保険の被保険者として1年以上雇用されていること。
- 2 1歳までの子のために6か月以上連続して育児休業（産後休業後引き続き育児休業をした場合には、産後休業を含む）を取得し、かつ、平成23年9月30日までに終了したこと。
- 3 育児休業終了後、1年以上雇用保険の被保険者として継続雇用されたこと。

|            |                |
|------------|----------------|
| 1人目        | 70万円【改正前100万円】 |
| 2人目から5人目まで | 50万円【改正前 80万円】 |

（※申請期間が平成24年度になる場合は金額変更の可能性あり）

### 【申請期間】

- 育児休業終了日（1歳を超える育児休業取得者の場合は、子の1歳の誕生日の前日）の翌日から起算して1年を経過した日の翌日から起算して3か月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて申請事業主の本社等を管轄する労働局雇用均等室に提出してください。

※上記以外にも要件があります。詳しくは厚生労働省ホームページのリーフレットをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/dl/110502\\_02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/dl/110502_02.pdf)

### 【問い合わせ、申請先】

- 岩手労働局雇用均等室  
盛岡市内丸7-25盛岡合同庁舎1号館  
TEL：019-604-3010

震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

震災の影響（書類の紛失など）により、支給申請を期限までに提出できなかった場合でも、支給申請が可能になった日から7日以内にその理由を記した書面を添えて提出していただければ、期限までに支給申請があったものとして取り扱います。詳しくはお問い合わせください。

クウ  
エ  
ス  
チ  
ョ  
ン

## 津波での労災保険給付

**Q** 地震や津波に遭って負傷した場合でも労災保険の給付を受けられますか。

**A** 労働者の方が仕事や通勤が原因で被災された場合には、ご本人やご遺族の方に「労災保険制度」により補償が行われますが、仕事に地震や津波に遭い、負傷あるいは死亡された場合に、業務に伴う危険が現実化したものと判断される場合は、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

また、仕事に地震や津波に遭い行方不明となっている場合には、民法等の規定により死亡とみなされれば、業務災害として労災保険給付を受けることができます。

ここで、仕事とは、仕事に負傷したものばかりではなく、例えば、仕事に地震があつて、業務を中断して避難途中で津波に巻き込まれて被災した場合や避難途中で転倒して負傷した場合なども含まれます。

保険給付には、治療や投薬に係る給付をはじめ、死亡された場合には年金又は一時金、療養のために仕事ができない日は賃金の8割に相当する給付、障害が残った場合には年金又は一時金などがあります。

なお、通勤途上において地震や津波に遭い負傷あるいは死亡（行方不明者が民法等の規定により死亡とみなされる場合を含む。）された場合は、通勤災害として労災保険給付を受けることができます。

厚生労働省発表の東北地方太平洋沖地震による業務災害又は通勤災害の考え方は次のとおりです。

### 1 業務災害

業務遂行中に、地震や津波により建物が倒壊したこと等が原因で被災した場合にあっては、作業方法や作業環境、事業場施設の状況などの危険環境下の業務に伴う危険が現実化したものとして業務災害として取り扱われます。

#### [業務災害の事例]

- ・ 作業場が倒壊し被災した場合
- ・ 工場又は倉庫等の事業場から屋外へ避難する際に被災した場合

- ・ 地震により発生した津波により事業場が水没等し被災した場合
- ・ 地震による被災者の救助等の緊急行為に従事中に被災した場合
- ・ 外回りの営業に出ていた従業員が地震や津波で死亡した場合
- ・ 出張用務中に地震や津波に遭い負傷あるいは死亡した場合
- ・ 休憩時間中に地震や津波に遭って負傷した場合など

### 2 通勤災害

業務災害と同様、通勤途上で津波や建物の倒壊等により被災した場合にあっては、通勤に通常伴う危険が現実化したものとして通勤災害として取り扱われます。

#### [通勤災害の事例]

- ・ 通勤途上で海岸線の国道を車で移動中に津波に巻き込まれ被災した場合
- ・ 通勤途上で列車利用中に脱線し被災した場合など

なお、労災の請求は、通常、所属事業場（会社）を管轄する労働基準監督署に請求書を提出していただきますが、今回の震災で被災された方については、遠方の避難所などへの避難を考慮し、最寄りの労働基準監督署への提出を可能としていますので、ご活用ください。

また、今回の地震により、被災労働者の所属事業場等が倒壊した等の理由から、労災保険給付請求書における事業主証明を受けることが困難な場合には、事業主証明がなくとも請求書を受理いたします。この場合には、請求書の事業主証明欄の記載事項を請求人が記載し、当該証明を受けられない事情を付記して下さい。

詳しいことは、岩手労働局労災補償課、又は最寄りの労働基準監督署にお尋ね下さい。

岩手労働局労災補償課

電話 019-604-3009



インフォメーション

**新会員事業所のお知らせ**

4月に加入された事業所をご紹介します

| 支部名 | 事業所名                           | 所在地 |
|-----|--------------------------------|-----|
| 盛岡  | 盛岡少年刑務所                        | 盛岡市 |
| 盛岡  | 学校法人岩手キリスト教学園 認定こども園のぞみ のぞみ幼稚園 | 盛岡市 |
| 盛岡  | 学校法人岩手キリスト教学園 認定こども園のぞみ のぞみ保育園 | 盛岡市 |
| 一関  | (株)リビングワーク 一関事業所               | 一関市 |
| 一関  | 東北建工企業(有)                      | 一関市 |

**●出張特別試験の会場変更について**

8月21日実施の出張特別試験の会場が、震災の関係で「アピオ」から「岩手大学学生センターA棟」に変更になりました。

申請書の受付は、6月20日～6月28日（郵送の場合は7月1日まで）。基準協会まで  
東北安全衛生技術センター

**●労働保険の年度更新**

労働保険の年度更新は、6月1日から7月11日までとなっています。申告用紙がまもなく送付されますので、早めの申告をお願いいたします。

なお、東日本大震災の影響で期日までに申告できない事業場に対しましては申告期限が延長される予定です。

お問合せは、労働保険徴収室または、各監督署へ

岩手労働局労働保険徴収室

**●衛生管理者免許試験準備講習会**

8月21日に行われる出張特別試験にあわせ、試験準備講習会を開催いたします。

●第一種衛生管理者 6月16・17・23・24日

受講料（会員）12,600円 テキスト上・下 各2,100円 問題集 2,100円

●第二種衛生管理者 6月13・14・15日

受講料（会員）10,080円 テキスト上 1,680円、下 1,050円 問題集 1,680円

会場：どちらも岩手県自治会館

お申込は、協会本部・各支部へ

**●釜石・大船渡支部の技能講習について**

両支部の技能講習等は、津波の被害により実施できない状況にあり、ご迷惑をおかけしております。

再開に向け鋭意努力してまいります。実施できない期間におきましては、他支部開催の技能講習等を受講していただきますようご案内いたします。

講習会のお知らせ 23年8月迄のご案内

| 区分              | 講習名                        | 実施日                | 場所                  | 定員             | 申込先  | 受講料                         | テキスト代                       |       |
|-----------------|----------------------------|--------------------|---------------------|----------------|------|-----------------------------|-----------------------------|-------|
| 技能講習等           | 有機溶剤作業主任者技能講習              | 7/21(木)～22(金)      | 岩手県トラック協会総合研修会館     | 100            | 本部   | 9,450                       | 1,680                       |       |
|                 | 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習   | 7/13(水)～14(木)      | 岩手県トラック協会総合研修会館     | 100            | 本部   | 9,450                       | 1,680                       |       |
|                 | プレス作業主任者技能講習               | 8/8(月)～9(火)        | 岩手労働基準協会研修センター      | 100            | 本部   | 9,450                       | 1,470                       |       |
|                 | 玉掛け技能講習                    |                    | 6/13(月)～15(水)       | 花巻市技術振興会館他     | 30   | 花巻支部                        | 21,000<br>(一部免除者)<br>18,900 | 1,600 |
|                 |                            |                    | 6/13(月)～14(火)・16(木) | 花巻市技術振興会館他     | 30   | 花巻支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 6/13(月)～15(水)       | 二戸職業訓練協会       | 30   | 二戸支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 6/20(月)～22(水)       | 岩手県自治会館他       | 30   | 盛岡支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 6/21(火)～23(木)       | 基準協会宮古支部他      | 30   | 宮古支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 6/23(木)～25(土)       | アイ・ドーム他        | 30   | 一関支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 6/23(木)～24(金)・26(日) | アイ・ドーム他        | 30   | 一関支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 7/11(月)～13(水)       | 花巻市交流会館他       | 30   | 花巻支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 7/11(月)～12(火)・14(木) | 花巻市交流会館他       | 30   | 花巻支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 8/8(月)～10(水)        | 久慈工業高等学校       | 30   | 二戸支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 8/17(水)～19(金)       | 岩手労働基準協会研修センター | 20   | 盛岡支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 8/17(水)～18(木)・20(土) | 岩手労働基準協会研修センター | 20   | 盛岡支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 8/25(木)～27(土)       | アイ・ドーム他        | 30   | 一関支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 8/25(木)～26(金)・28(日) | アイ・ドーム他        | 30   | 一関支部                        |                             |       |
|                 | フォークリフト運転技能講習<br>(31時間コース) |                    | 6/14(火)～17(金)       | 盛岡市共同福祉センター他   | 40   | 盛岡支部                        | 28,350                      | 1,575 |
|                 |                            |                    | 6/20(月)～23(木)       | 花巻市技術振興会館他     | 40   | 花巻支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 6/20(月)・28(火)～30(木) | 花巻市技術振興会館他     | 20   | 花巻支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 6/27(月)～30(木)       | 二戸職業訓練協会       | 30   | 二戸支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 7/15(金)～18(月)       | アイ・ドーム他        | 40   | 一関支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 7/19(火)～22(金)       | 花巻市交流会館他       | 40   | 花巻支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 8/22(月)～25(木)       | 江刺職業訓練協会       | 30   | 花巻支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 8/23(火)～26(金)       | 岩手労働基準協会研修センター | 20   | 盛岡支部                        |                             |       |
|                 |                            |                    | 8/23(火)・29(月)～31(水) | 岩手労働基準協会研修センター | 20   | 盛岡支部                        |                             |       |
|                 | フォークリフト運転技能講習<br>(11時間コース) |                    | 6/20(月)・27(月)       | 花巻市技術振興会館他     | 20   | 花巻支部                        | 11,550                      | 1,575 |
|                 |                            |                    | 7/15(金)・23(土)       | アイ・ドーム他        | 20   | 一関支部                        |                             |       |
| 8/23(火)・27(土)   |                            |                    | 岩手労働基準協会研修センター      | 20             | 盛岡支部 |                             |                             |       |
| 小型移動式クレーン運転技能講習 |                            | 6/9(木)～11(土)       | アイ・ドーム他             | 30             | 一関支部 | 27,300<br>(一部免除者)<br>25,200 | 1,500                       |       |
|                 |                            | 6/9(木)～10(金)・12(日) | アイ・ドーム他             | 30             | 一関支部 |                             |                             |       |
|                 |                            | 7/11(月)～13(水)      | 二戸職業訓練協会            | 30             | 二戸支部 |                             |                             |       |
|                 |                            | 7/13(水)～15(金)      | 盛岡市共同福祉センター他        | 30             | 盛岡支部 |                             |                             |       |
|                 |                            | 8/4(木)～6(土)        | アイ・ドーム他             | 30             | 一関支部 |                             |                             |       |
|                 |                            | 8/4(木)～5(金)・7(日)   | アイ・ドーム他             | 30             | 一関支部 |                             |                             |       |
|                 |                            | 8/23(火)～25(木)      | 基準協会宮古支部他           | 30             | 宮古支部 |                             |                             |       |
|                 |                            | 8/29(月)～31(水)      | 花巻市交流会館他            | 30             | 花巻支部 |                             |                             |       |

| 区分     | 講習名               | 実施日                                      | 場所             | 定員  | 申込先  | 受講料              | テキスト代 |
|--------|-------------------|--|----------------|-----|------|------------------|-------|
| 技能講習等  | ガス溶接技能講習          | 7/5(火)~6(水)                              | 岩手県自治会館他       | 40  | 盛岡支部 | 9,450            | 840   |
|        |                   | 7/28(木)~29(金)                            | 二戸職業訓練協会       | 40  | 二戸支部 |                  |       |
|        |                   | 8/3(水)~4(木)                              | 久慈市文化会館他       | 40  | 二戸支部 |                  |       |
|        |                   | 8/4(木)~5(金)                              | 宮古高等技術専門学校     | 40  | 宮古支部 |                  |       |
|        | 安全衛生推進者養成講習       | 8/4(木)~5(金)                              | 岩手労働基準協会研修センター | 50  | 盛岡支部 | 8,400            | 1,260 |
| 特別教育講習 | アーク溶接特別教育         | 7/28(木)~29(金)                            | 宮古高等技術専門学校     | 40  | 宮古支部 | 8,400            | 1,050 |
|        |                   | 8/29(月)~30(火)                            | 二戸職業訓練協会       | 40  | 二戸支部 |                  |       |
|        | クレーン運転業務特別教育      | 8/2(火)~3(水)                              | 岩手労働基準協会研修センター | 30  | 盛岡支部 | 8,400<br>9,450   | 1,500 |
|        | 小型車両系建設機械運転業務特別教育 | 6/9(木)~10(金)                             | 基準協会宮古支部他      | 40  | 宮古支部 | 12,900<br>13,950 | 1,600 |
|        |                   | 7/8(金)~9(土)                              | 花巻市交流会館他       | 20  | 花巻支部 |                  |       |
|        | 低圧電気取扱業務特別教育      | 6/29(水)                                  | 基準協会宮古支部       | 40  | 宮古支部 | 6,300<br>7,350   | 630   |
|        | 粉じん作業特別教育         | 6/27(月)                                  | 岩手県自治会館        | 30  | 盛岡支部 | 4,200            | 630   |
|        |                   |  | アイ・ドーム他        | 30  | 一関支部 |                  |       |
|        |                   | 7/20(水)                                  |                |     |      | 5,250            |       |
|        | 酸素欠乏危険作業特別教育      | 7/8(金)                                   | 岩手県自治会館        | 30  | 盛岡支部 | 5,250<br>6,300   | 1,050 |
| その他の   | 職長教育              | 7/4(月)~5(火)                              | 花巻市技術振興会館      | 48  | 花巻支部 | 11,550<br>12,600 | 840   |
|        |                   | 7/11(月)~12(火)                            | 岩手県自治会館        | 50  | 盛岡支部 |                  |       |
|        | 職長・安全衛生責任者教育      | 8/11(木)~12(金)                            | 岩手労働基準協会研修センター | 50  | 盛岡支部 | 11,550<br>12,600 | 1,470 |
|        | 安全担当者研修会          | 6/8(水)                                   | 岩手県自治会館        | 100 | 盛岡支部 | 1,000<br>1,500   |       |
|        | 第1種衛生管理者試験準備講習    | 6/16(木)~17(金)及び<br>6/23(木)~24(金)<br>の4日間 | 岩手県自治会館        | 100 | 本部   | 12,600<br>14,700 | 6,300 |
|        |                   |  |                |     |      |                  |       |

- 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段=会員、下段=会員以外です。
- 受講料・テキスト代は消費税込みです。 ■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
- 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

**岩手労働基準協会お問い合わせ先**

|       | 電話番号         | FAX番号        | E-mail アドレス                  |
|-------|--------------|--------------|------------------------------|
| 本部    | 019-623-6521 | 019-623-6424 | honbu@iwateroukikyo.com      |
| 盛岡支部  | 019-622-0682 | 019-622-0634 | morioka@iwateroukikyo.com    |
| 宮古支部  | 0193-62-4906 | 0193-62-4906 | miyako@iwateroukikyo.com     |
| 花巻支部  | 0198-24-9511 | 0198-23-6303 | hanamaki@iwateroukikyo.com   |
| 一関支部  | 0191-23-7729 | 0191-23-7720 | ichinoseki@iwateroukikyo.com |
| 二戸支部  | 0195-23-5521 | 0195-23-0419 | ninohe@iwateroukikyo.com     |
| 釜石支部  | 0193-55-4380 | 0193-55-4381 | kamaisi@iwateroukikyo.com    |
| 大船渡支部 |              |              | ofunato@iwateroukikyo.com    |

釜石支部・大船渡支部仮事務所 〒026-0041 釜石市上中島町3-2-12 新日鉄健康センター2F

クイズプレゼント

7月1日から7日まで第84回の「全国安全週間」が展開されます。本週間の実効を上げるための、6月1日から30日の間を何というのでしょうか。

- ① 準備期間
- ② 準備月間
- ③ 準備週間

ヒント 本誌2ページに関連記事

- 応募方法 ①自宅住所・氏名 ②クイズの答え ③本誌への意見や感想などを書いて、ハガキ、FAX又はeメールでお寄せ下さい。
- 締め切り 平成23年6月24日(金)消印有効
- 宛先 ㊟020-0022 盛岡市大通一丁目1-16  
(公財)岩手労働基準協会 クイズ係宛て  
FAX 019-623-6424  
eメール honbu@iwateroukikyo.com
- 賞品及び発表 応募者の中から抽選で5名様に図書カード(500円券)をお送りします。当選者への賞品発送をもって発表にかえます。
- 5月号の正解 ③

川柳原生林社 編集長 中島久光

川柳コーナー

減らしたり足したり漢字落ら着かず

いつの間にか常用漢字が増えたり減ったりします。パソコンの普及などで、難しい字が容易になったので増えたようです。昨年鬱や俺が追加され、勺、刃が削除されました。

(川柳原生林3月号〈杜若〉新沼良子作品より)



監修：中災防、マンガ：ミヤチ ヒデタカ

編集後記

本県沿岸部に甚大な被害をもたらした東日本大震災。3月11日から世の中が大きく変化しました。人々のものの考え方も大きく変化したと思われる。未だ多くの方々が避難所生活を余儀なくされており、元の生活に戻ることを祈るのみである。

被災地においては多くの方々が、休業や離職をされていると思われ、雇用問題が喫緊の課題となっている。国、市町村、関係者等が知恵を出し合い再建への道筋を示すことが求められている。働いて、生活ができる普通の日常が送れる日が1日も早く実現することが望まれる。(YN)

岩手の死亡災害(4月末)

|     |   |     |
|-----|---|-----|
| 製造業 | 1 | (1) |
| 建設業 | 0 | (0) |
| 運輸業 | 1 | (1) |
| 林業  | 0 | (3) |
| 商業  | 1 | (0) |
| その他 | 0 | (2) |
| 累計  | 4 | (7) |

( )内は前年同期

(注) 震災に伴うものは含んでいません。

発行 平成23年6月1日  
定価 1部 100円  
〔 会員事業所の購読料  
は年会費に含む 〕

発行所 公益財団法人岩手労働基準協会/盛岡市大通一丁目1-16  
岩手教育会館7F/㊟020-0022/☎019-623-6521  
FAX019-623-6424

編集・発行人 中村靖夫